

群馬パース大学大学院 学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 群馬パース大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、群馬パース大学建学の精神に則り、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め、又は高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、保健医療の充実と専門分野の研究並びに教育の拠点となることを使命とする。

(目的)

第2条 本大学院の趣旨に則し次の目的を掲げるものとする。

- (1) 高度な専門知識・能力を有する実践者の育成
- (2) 保健医療分野においてリーダーシップを発揮する指導者の育成
- (3) 実践分野において研究能力・教育能力を発揮する実践者・指導者の育成
- (4) 科学的エビデンスを構築しながら研究開発を行うことができる人材の育成

第2章 自己点検、自己評価

(自己点検・評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の改善・向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下、「認証評価機関」という。）による評価を受けるものとする。
- 3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、認証評価機関の評価結果について、刊行物、広報活動等において、積極的に情報を提供するものとする。
- 4 本条第1項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第3章 課程及び教育研究上の組織

(課程)

第4条 本大学院に博士課程を置く。博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

(研究科、専攻及び定員等)

第5条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
保健科学研究科	保健科学	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

(教員組織)

第6条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科における授業及び研究指導は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限を2年、博士後期課程の修業年限を3年とする。

- 2 職業を有している等の事情により、第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第8条 博士前期課程の学生は4年を、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

第5章 学年・学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日

(4) 夏季休業日 当該年間学事日程による

(5) 冬季休業日 当該年間学事日程による

(6) 春季休業日 当該年間学事日程による

2 前項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 運営組織

(研究科委員会)

第12条 本大学院の管理運営のため、研究科委員会を置く。

2 前項の研究科委員会の組織、任務、権限及び運営の細部については別に定める。

第7章 教育課程等

(教育課程)

第13条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を作成し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮する。

(授業及び研究指導)

第 14 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目)

第 15 条 本大学院には、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 前項の授業科目は別表第 1、2 のとおりとする。

(研究指導)

第 16 条 研究指導は、第 6 条の規定により置かれる教員が行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 17 条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学習の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第 8 章 課程の修了要件等

(課程の修了要件)

第 18 条 本大学院の博士前期課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士前期課程の修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院の博士後期課程の修了要件は、本大学院に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士後期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士後期課程の博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

3 学位論文の審査に関し必要な事項は別に定める。

(学位授与)

第 19 条 学長は、前条第 1 項の規定により博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。

- | | | |
|--|-----------------------------|-----------|
| | 保健科学研究科 保健科学専攻 看護学領域 | 修士（保健学） |
| | 保健科学研究科 保健科学専攻 リハビリテーション学領域 | 修士（保健学） |
| | 保健科学研究科 保健科学専攻 病因・病態検査学領域 | 修士（保健学） |
| | 保健科学研究科 保健科学専攻 放射線学領域 | 修士（保健学） |
| | 保健科学研究科 保健科学専攻 臨床工学領域 | 修士（保健学） |
| | 保健科学研究科 保健科学専攻 公衆衛生学領域 | 修士（公衆衛生学） |
- 2 学長は、前条第2項の規定により博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。
- 保健科学研究科保健科学専攻 博士（医療科学）
- 3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

第9章 入学、再入学、転入学等

（入学の時期）

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

- 第21条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条の規定により、学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
 - (5) その他本大学院において、修士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

（入学の志願）

第 22 条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 23 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続及び入学許可)

第 24 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、研究科委員会の議を経て入学を許可する。

(再入学)

第 25 条 本大学院を退学した者が、再入学を願出たときは、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

(転学)

第 26 条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員及び研究科長を経て学長に転学願を提出し、許可を受けなければならない。

(転入学)

第 27 条 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者がいるときは、学期の始めに限り研究科委員会の議を経て許可することがある。

第 10 章 休学、転学、退学、留学及び除籍

(休学)

第 28 条 疾病その他特別の理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、その理由を明らかにし、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病による理由の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 29 条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を越えることができない。
- 3 休学期間は、第8条に規定する在学年限に算入しない。

(退 学)

第30条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第31条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第7条の修業年限に算入することができる。

(除 籍)

第32条 次の各号に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料または在籍料の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (2) 第8条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第29条に規定する休学期間を超えてなお修学する見込みがない者
- (4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められた者
- (5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第11章 研究生

(研究生)

第33条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

第12章 検定料、入学金及び授業料

(検定料、入学金及び授業料の額)

第34条 検定料、入学金及び授業料の額は「群馬パース大学授業料等徴収に関する規程」に定める。ただし、第7条第2項の適用を認められた者の授業料は、別に定めるとおりとする。

(授業料の納付)

第 35 条 授業料は、年額又は 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月中
後期 (10 月から翌年 3 月まで)	10 月中

(復学等の場合の授業料)

第 36 条 前期又は後期の途中において復学等した者は、復学等した月から当該期末までの授業料を、復学等した月に納付しなければならない。

(学年の途中で修了する場合の授業料)

第 37 条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月までの授業料を納付しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第 38 条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第 39 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の授業料を免除する。ただし、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第 40 条 納付した検定料、入学金及び授業料は返付しない。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 41 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第 14 章 改正及び細則

(改正)

第 42 条 本学則の改正は、理事会が行う。

(細則その他)

第 43 条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附則

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則改正後の第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条の規定は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則改正後の第 15 条の規定は、2019 年度入学生から適用し、2018 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則改正後の第 15 条の規定は、2020 年度入学生から適用し、2019 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則改正後の第 15 条の規定は、2021 年度入学生から適用し、2020 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則改正後の第 15 条及び第 19 条の規定は、2022 年度入学生から適用し、2021 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

別表第1 博士前期課程

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習	
共通 科目	医療倫理学特論	1 前		2		○			30 単位 以上
	医療運営・管理学特論	1 前		2		○			
	人体の構造と機能学特論	1 前		2		○			
	加齢医学特論	1 前		2		○			
	保健医療統計学特論	1 前		2		○			
	家族社会学特論	1 前		2		○			
	生殖補助医療技術学概論	1 前		2		○			
	教育学	1 前		2		○			
	応用英語	1 前		2		○			
	研究方法特論	1 前	1			○			
	研究方法論Ⅰ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅱ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅲ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅳ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅴ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅵ	1 前		1		○			
	保健科学特別セミナー	1 後	2			○			
	公衆衛生学特論	1 前		2		○			
	データ統計解析学特論	1 前		2		○			
	情報アクセシビリティ学特論	1 前		2		○			
身体活動支援教育学特論	1 前		2		○				
医療情報科学特論	1 前		2		○				
医療安全管理学特論	1 前		2		○				
専門 科目	看護学 領域	基礎・実践看護学特論	1 前		2		○		
		基礎・実践看護学演習	1 後		2			○	
		基礎・実践看護学特別研究	2 通		10			○	
		ウィメンズヘルス・助産学特論	1 前		2		○		
		ウィメンズヘルス・助産学演習	1 後		2			○	
		発達看護学特論	1 前		2		○		
		発達看護学演習	1 後		2			○	
		母子看護学特別研究	2 通		10			○	
		公衆衛生看護学特論	1 前		2		○		
		公衆衛生看護学演習	1 後		2			○	
		在宅看護学特論	1 前		2		○		
		在宅看護学演習	1 後		2			○	
		地域・在宅看護学特別研究	2 通		10			○	

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
専門科目	リハビリテーション学領域	総合理学療法学特論	1 後		2		○		
		総合理学療法学演習	1 後		2			○	
		理学療法学特別研究	2 通		10			○	
		総合作業療法学特論	1 後		2		○		
		総合作業療法学演習	1 後		2			○	
		作業療法学特別研究	2 通		10			○	
		コミュニケーション障害学特論	1 後		2		○		
	病因・病態検査学領域	病態検査解析学	1 前		2		○		
		病態免疫化学検査学特論	1 前		2		○		
		病態免疫化学検査学演習	1 後		2			○	
		遺伝子情報検査学特論	1 前		2		○		
		遺伝子情報検査学演習	1 後		2			○	
		病態血液検査学特論	1 前		2		○		
		病態血液検査学演習	1 後		2			○	
		生体分子情報検査学特論	1 前		2		○		
		生体分子情報検査学演習	1 後		2			○	
		組織細胞検査技術学特論	1 前		2		○		
		組織細胞検査技術学演習	1 後		2			○	
		生殖補助医療技術学特論	1 前		2		○		
		生殖補助医療技術学演習	1 後		2			○	
		生体機能検査学特論	1 前		2		○		
		生体機能検査学演習	1 後		2			○	
	病因・病態検査学特別研究	2 通		10				○	
	放射線学領域	放射線教育学特論	1 前		2		○		
		放射線教育学演習	1 後		2			○	
		放射線防護学特論	1 前		2		○		
		放射線防護学演習	1 後		2			○	
		放射線利用学特論	1 前		2		○		
		放射線利用学演習	1 後		2			○	
		放射線学特別研究	2 通		10			○	
		放射線学特論	1 後		2		○		
	臨床工学領域	放射線情報システム特論	1 後		2		○		
		生体医工学特論	1 前		2		○		
生体医工学演習		1 後		2			○		
	臨床工学特別研究	2 通		10			○		

(30 単位
以上)

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
専門科目	公衆衛生学領域	疫学特論	1 前		2		○		(30 単位 以上)
		感染症学特論	1 後		2		○		
		生物統計学特論	1 前		2		○		
		健康行動科学特論	1 前		2		○		
		ヘルスコミュニケーション特論	1 後		2		○		
		環境保健学特論	1 前		2		○		
		産業保健学特論	1 後		2		○		
		健康・医療政策特論	1 前		2		○		
		国際保健政策特論	1 後		2		○		
		先端感染制御学特論	2 前		2		○		
		地域ケアシステム管理学特論	1 前		2		○		
		実践リーダー育成特論 A	1 前		2		○		
		実践リーダー育成演習 A	1 後		2			○	
		実践リーダー育成特論 B	1 前		2		○		
		実践リーダー育成演習 B	1 後		2			○	
		政策教育リーダー育成特論 A	1 前		2		○		
		政策教育リーダー育成演習 A	1 後		2			○	
		政策教育リーダー育成特論 B	1 前		2		○		
		政策教育リーダー育成演習 B	1 後		2			○	
		政策教育リーダー育成特論 C	1 前		2		○		
政策教育リーダー育成演習 C	1 後		2			○			
公衆衛生学特別研究	2 通		10			○			

別表第2 博士後期課程

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	
共通 科目	生命研究倫理論	1 前	2			○			14 単位 以上
	医療科学研究法Ⅰ	1 前		2		○			
	医療科学研究法Ⅱ	1 前		2		○			
	医療科学研究法Ⅲ	1 前		2		○			
専門 科目	特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）	1 前		2		○			
	特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）	1 前		2		○			
	特講Ⅲ（生体機能）	1 前		2		○			
	演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）	1 後		2			○		
	演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）	1 後		2			○		
	演習Ⅲ（生体機能）	1 後		2			○		
特別 研究	医療科学特別研究	1～3 通	6				○		